
監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月27日

高知県監査委員
7高行管第325号
令和7年10月14日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和7年8月29日付け7高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けて指導、支援を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施などを通じて、職員が会計事務に対する理解をさらに深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し担当者への指導を中心となっていくチームに対し、会計事務に関するOJTの重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。併せて、会計事務優良所属表彰により所属の好事例を他所属へ紹介するなど、職員個々の適正な会計事務の執行に向けた意欲の向上を図ります。

さらに、現在取り組んでいる財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充とともに事務の効率化・簡

素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

第2 指摘事項の該当機関

商工労働部高知高等技術学校

1 指摘事項

令和6年度廃塗料収集運搬・処分委託契約のうち、処分委託業務において、契約の相手方から見積権限の委任を受ける前の事業者が作成した見積書に基づいて契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令の定めるところに従い、これをしなければならないと定めた、地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

当該業務は、県内の窓口業者が収集運搬を担い、県外の処分業者が最終処分を担うこととしており、県外処分業者は県内窓口業者に対し「費用の見積、請求など」を委任しています。

そのため、当校はこれまでも、県内窓口業者が作成した両者の業務を含んだ見積書を根拠として、それぞれと委託契約を締結していました。

今回の件については、業務内容や契約相手が例年と同様であったことから、委任の確認が不十分なまま、これまでの慣例により事務処理を行っていたところ、委任状の日付が見積書より後の日付であったため、不適切な事務処理として指摘されたものです。

3 措置状況

本来、委任状により権限が委任された後に見積書を受け取るべきであり、令和7年度からは同様の誤りを繰り返さないよう、見積書と委任状を同時に受領することとします。

また、見積書の受領にあたっては、担当者のみならず出納員等による複数チェックにより、事務処理に遺漏のないことを確認しながら契約手続を進めます。

今回の指摘事項は、契約手続に関する職員の認識不足によるものであり、今後は当該事例を職員間で共有し、事務手続に遺漏がないよう、周知徹底を図ります。

加えて、契約手続のみならず、会計事務を行う全職員が会計事務等の研修を受講し、高知県会計規則に関する知識の習得・定着を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

7 高企病第520号

令和7年10月29日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和7年8月29日付け7高監報第6号で報告のありました監査結果に対する措置状況を、下記のとおり通知します。

記

機関名：幡多けんみん病院

1 指摘事項

物品購入に係る変更契約書において、所属が保管する当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。

これは、契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、契約書とともに、これに記名押印しなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第20条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

今回の指摘事項に係る契約については、変更契約締結の施行伺は適切に決裁を受けていましたが、変更契約書に契約担当者印を押印する際、相手方保管分には押印したものの、病院保管分への押印を失念していたものです。

今後は契約事務を担当する職員の業務手順、チェック項目を整理するとともに、押印前に書類審査を行う職員が、契約書の押印漏れがないかの確認も行うこととし、再発を防止してまいります。